

# 三重県CALS電子納品運用マニュアルの改訂(案)について

## 1 改訂理由

三重県CALS電子納品運用マニュアル(以下、「マニュアル」という。)においては準拠する要領・基準を定めていますが、現在準拠している国土交通省の要領・基準等が経年により改訂されていることに伴い、マニュアルの内容を改訂します。

## 2 適用年月日

令和4年7月1日以降の起案にかかるものから適用します。

## 3 主な改訂内容

**1) 準拠する要領・基準等の対象年版の変更** マニュアルP1 1. 3)準拠する基準等 表2  
【国土交通省(一般土木、共通、大臣官房官庁営繕部)】

現在準拠している要領・基準等については経年により、改定されていることから、準拠すべき要領・基準等の年版を適切なものに変更します。

**2) 電子媒体等納品書記入例の廃止** マニュアルP6 1. 4) 電子媒体等の原本性の証明

電子媒体等納品書ダウンロード先に記入例があり、本マニュアルに記載する必要がないため、記入例を廃止します。

**3) 電子納品対象の追加** マニュアルP8 1. 1)公共工事の電子納品  
【共通】

農林水産省の電子納品要領において、台帳はREGISTER—ORGファイルに格納するとなっており、今後の維持管理業務に活用できることから、三重県も追加することとします。

<公共工事>REGISTER(台帳)フォルダ構成の変更

**4) 電子納品対象の追加** マニュアルP8 1. 1)公共工事の電子納品, 1. 2)業務委託の電子納品  
【国土交通省(一般土木)】

国土交通省の電子納品等運用ガイドラインにおいて、情報共有システムを利用して交わした打合せ簿が電子納品対象として追加されており、維持管理に必要な情報であるため、三重県も追加することとします。

<公共工事>情報共有を利用して交わした打合せ簿格納の追加 <業務委託>追加項目は公共工事と共通。